

# 序章 計画の目的と位置づけ

## 第1節 計画作成の背景と目的

精華町は、京都府の南西端に位置し、京都・大阪・奈良という3つの都市の間であって、古来、先進的な文化の影響を受けながら他地域との交流を深め、木津川や田園・丘陵の豊かな自然や風土を活かしながら、地域の文化を育んできました。町内には地域が歩んできた歴史を伝える多彩な文化財が残されています。

このような歴史や環境を受け継ぎ、現在では関西文化学術研究都市（学研都市）の中心地となった精華町には、多くの機関や企業が集まり、先端技術の研究が活発に行われるとともに、ベッドタウンとして新しい住民を迎え入れてきました。

本町が本格的に文化財調査を開始したのは昭和50年代後半のことで、学研都市の建設に向けた大規模な開発工事が始まる直前の時期にあたります。昭和58年（1983年）に町史編さん事業を開始し、昭和59年（1984年）には開発予定地の事前調査として畑ノ前遺跡の発掘調査が始まりました。これらを皮切りに、以降、町内の文化財の調査が進展しました。それまで町域全体にわたる本格的・総合的な歴史・文化財の学術調査は行われてきませんでしたが、連綿と受け継がれてきた農村の伝統文化や環境が、学研都市の建設によって失われてしまうのではないかという問題意識が生まれたことが、町史編さん事業や発掘調査に取り組む一因となりました。

町史編さん事業は、様々な分野に及ぶ多数の文化財・資料を発見し、町の歴史に豊かな最新の知見をもたらして、平成11年度（1999年度）に終了しました。その後、本町では、埋蔵文化財や古文書、民俗文化財を中心に調査・整理を進めてきました。

町史編さん事業の終了から四半世紀の間に、国内外の社会・経済状況は大きく揺れ動き、町内の文化財を取り巻く環境も激変しています。特に少子高齢化の進行、生活様式の変化に伴って、これまで長年にわたって文化財を守り継いできた既存集落をはじめとする地域コミュニティ組織のあり方も変容し、従来どおりの方法では文化財を維持していくことが困難となりつつあります。一方、新興住宅地に暮らす住民の人口は大きく増加したものの、町内の文化財の大半は既存集落に所在するため身近ではなく関心を持ちにくい状況が生じています。総じて文化財に対する愛着や保護の意識が必ずしも高いとはいえない状態にあります。

このような文化財をめぐる困難な状況のもとで、過去から受け継がれてきた地域の多彩な文化財を将来へ伝えていくためには、これまでの本町における文化財保護の歩みと課題を整理し、文化財の保存と活用をまちづくりの計画のなかに位置づけ、文化財を所管する教育委員会のみならず住民や関係団体、文化財所有者、関係部局等が連携・協力して、地域ぐるみで文化財の保存と活用を図る必要があります。

おりしも、平成30年（2018年）に文化財保護法が改正され、地域の歴史や文化に関する多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用するため、市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成することが制度化されました。本町においても、地域の歴史と文化の価値を明らかにし、その魅力を多くの町民が共有し、今後のまちづくりに活かすことで、特色ある歴史と文化を未来に継承することを目指して、文化財保護法第183条の3に基づき「精華町文化財保存活用地域計画」を作成します。

## 第2節 計画の位置づけ

「精華町文化財保存活用地域計画」は、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画として、「京都府文化財保存活用大綱」との整合を図りつつ、本町の上位計画である「精華町第6次総合計画」及び「精華町教育大綱」に掲げるいくつかの目標を達成するねらいをもって作成します。

また、本町の関連計画である「第3期精華町地域創生戦略」や「精華町都市計画マスタープラン」等との連携・調整を図りながら運用を行います（図1）。

### 上位計画

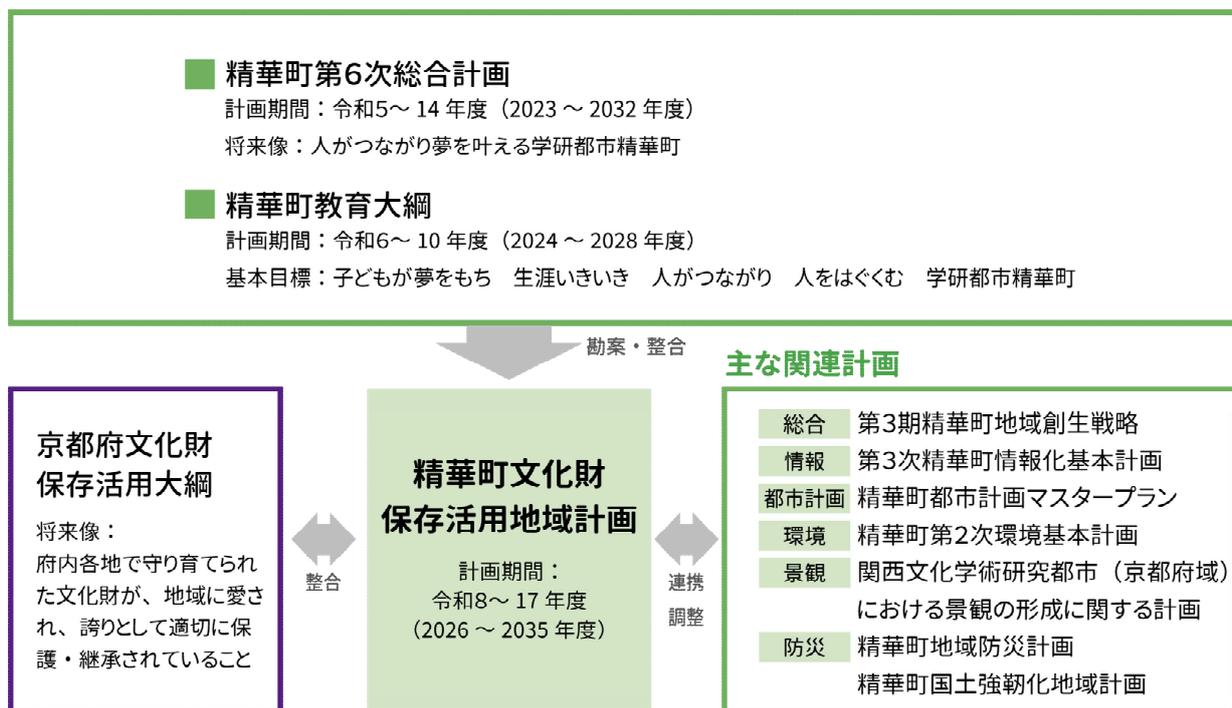


図1 地域計画の位置づけ

本町の上位計画・関連計画について、歴史文化に関する項目を中心に抜粋・整理して概要を示すと表1・表2のとおりです。

表1 上位計画の概要

計画名	策定年月	計画期間	所管課
精華町第6次総合計画	令和5年(2023年)3月	令和5～14年度 (2023～2032年度)	総務部 企画調整課
<p>■将来像：人がつながり夢を叶える学研都市精華町</p> <p>■基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑豊かな調和のとれたまちづくり 先人たちから受け継いだ緑豊かな郷土と文化を愛する心を育み、今後も、開発と保全、都市と農村の調和のとれたまちづくりをめざします。</li> <li>・ 将来にわたり高度な都市運営を支える自立のまちづくり</li> <li>・ 子どもたちが夢をもち輝けるまちづくり</li> <li>・ 誰もが健やかに暮らせる安全・安心のまちづくり</li> <li>・ 人と人とのつながりを大切にするまちづくり</li> </ul> <p>■基本計画</p> <p>「歴史・文化財」は、第3章第2節柱①(66頁)として位置付けています。</p> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p>【目標像】多くの住民が地域の行事や史跡、神社仏閣など、地域の歴史や文化に身近に触れることができます。</p> <p>【取組】町内の文化財を総合的・一体的に保存・活用することを目的として「精華町文化財保存活用地域計画」を策定し、資料の収集や調査・研究を進め、文化財の継承と積極的な活用を図ります。また、デジタルミュージアムのコンテンツを拡充するとともに、資料展示スペースの整備に取り組みます。</p> </div>			
精華町教育大綱	令和6年(2024年)4月	令和6年4月から4年間 (2024年4月から4年間)	教育委員会 教育部 学校教育課
<p>■基本目標：子どもが夢をもち 生涯いきいき 人がつながり 人をはぐくむ 学研都市精華町</p> <p>■5つの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来を生き抜く子どもの育成</li> <li>・ 学研都市を活かした教育の推進 精華町の豊かな自然や万葉の時代からの歴史・文化をはじめ、学研都市の豊富な教育資源を活かした特色ある教育を推進します。</li> <li>・ 家庭・地域社会の教育力の向上</li> <li>・ 命を守り人権を大切にする共生社会づくり</li> <li>・ 教育の質を高める環境の整備</li> </ul>			

表2 関連計画の概要(1/3)

計画名	策定年月	計画期間	所管課
第3期精華町地域創生戦略	令和6年(2024年)12月	令和7～11年度 (2025～2029年度)	総務部 企画調整課
<p>■地方創生のコンセプト：“精華町の魅力発信” シティプロモーション</p> <p>■基本目標</p> <p>①まちの魅力を引き出す情報発信の強化（4頁）                      具体的施策1-2：けいはんな学研都市を起点とした多様な文化の創造・発信（5頁）                      ・精華町が誇るべき歴史と文化の住民での共有及び全国へのPR</p> <p>②地域に誇りを持つ教育の推進（7頁）                      具体的施策2-1：「科学のまちの子どもたち」プロジェクトなどの推進（7頁）                      ・精華町の歴史や伝統（農業、昔遊び、伝統食など）の継承</p> <p>③ふるさとの魅力づくり（9頁）                      具体的施策3-1：地域資源の再発見と集積・整理（9頁）（これまで当たり前と思われてきた地域の風景や伝承などを掘り起こし、磨きなおすことにより、新たな地域資源として活用します。）                      ・精華町のさまざまな「名所」を官民連携により整理した観光ルートの開発                      ・地域の民具など歴史的資料のデジタルミュージアムの充実</p> <p>④地元産品・観光のブランド力強化（12頁）                      具体的施策4-1：「京都・精華町」の歴史や文化を活かした観光の振興（12頁）（万葉の時代にまで遡る精華町の歴史や学研都市などをベースとした知的・文化的交流を促進します。）                      ・歴史や文化などをテーマとした観光コンテンツの検討                      具体的施策4-2：地域資源の観光コンテンツ化（13頁）（地域に点在する歴史資産や固有の文化などを活かした観光の振興に取り組みます。）                      ・町の歴史や文化財に関するフォーラムやイベントの開催                      ・町の史跡、観光拠点などに係る多言語サイン表示                      ・まち歩きコースの設定やICTなどを活用した観光ガイドの作成</p> <p>⑤健康・スポーツによる地域活性化（16頁）</p> <p>⑥デジタル技術による住民サービス向上（19頁）</p>			
第3次精華町情報化基本計画	令和6年(2024年)3月	令和5～14年度 (2023～2032年度)	総務部 デジタル推進室
<p>■情報化推進の基本方針（4-1 24頁）：デジタルで、人がつながり夢を叶える学研都市</p> <p>■情報化促進に向けた施策の体系（4-2 25頁）</p> <p>1. 活力あふれ魅力ある学研都市のまちづくり</p> <p>2. 安全・安心で健やかな暮らしのまちづくり</p> <p>3. 未来をひらく教育と文化のまちづくり</p> <p>（2）生涯学習の充実（32頁）                      町内の文化財や歴史資料等に誰もが気軽に触れられるよう、平成30年（2018年）に整備されたデジタルミュージアムのコンテンツの拡充に努めるとともに、新たなデジタル技術にも対応できるよう検討します。</p> <p>4. 住民協働と行財政運営の強靱化のまちづくり</p>			

表2 関連計画の概要(2/3)

計画名	策定年月	計画期間	所管課
精華町都市計画マスタープラン	令和7年(2025年) (第3回改定)	令和7年~17年 (2025~2035年)	事業部 都市計画課
<p>■都市づくりのめざすべき将来像 まちの魅力を未来に紡ぐ 選ばれる学研都市 精華町</p> <p>■基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 活気あふれる学研都市精華町</li> <li>2. コンパクトで密度の高い都市</li> <li>3. 安心して住み続けられる都市 豊かな自然や歴史と調和した美しい街並みなどの多様な地域資源を活かしつつ、これまで整備されてきた都市基盤施設の適切な維持・管理、更なる整備の推進により、持続的かつ質の高い行政サービスに支えられた“安心して住み続けられる都市”をつくる</li> <li>4. 強くてしなやかな都市</li> </ol>			
精華町第2次環境基本計画	令和3年(2021年)3月	令和2~12年度 (2020~2030年度)	健康福祉環境部 環境推進課
<p>■環境像(第2章 10頁) 「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち~環境交都・精華町~</p> <p>■目標像と取り組み内容(第3章 13頁)</p> <p>【協働・環境学習】「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち~環境“幸”都~</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の多様な関わりの増進 <ol style="list-style-type: none"> <li>①歴史文化・地域コミュニティとの連携促進</li> <li>②多様な主体が連携可能なしくみづくり</li> <li>③各種主体の発掘及び取り組み支援</li> </ol> </li> <li>【生物多様性・安全】「里山・田畑・生活環境」を継承するまち~環境“恒”都~ <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 里地里山の保全と継承 <ol style="list-style-type: none"> <li>①生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進</li> <li>②多様な主体による里地里山管理の推進</li> </ol> </li> <li>(3) 環境美化活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>①不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進</li> <li>②住民意識の啓発活動の推進</li> </ol> </li> <li>(4) 美しい景観の充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>①あき地、休耕地、空き家等の適正管理</li> <li>②緑化の推進</li> </ol> </li> </ol> <p>【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち~環境“康”都~</p> <p>【経済循環・創出】「環境・経済の循環」が興るまち~環境“興”都~</p> </li></ol>			

表2 関連計画の概要(3/3)

<p>精華町地域防災計画</p>	<p>令和6年(2024年)3月 令和7年(2025年)3月 (時点修正)</p>	<p>令和6年から数年間 (2024年から数年間)</p>	<p>総務部 危機管理室</p>
<p>■地域防災計画(風水害対策編)</p> <p>    予防計画 第13章 文化財災害予防計画(予防34)</p> <p>    応急計画 第38章 文化財等の応急対策(応急104)</p> <p>    復旧計画 第10章 文化財等の復旧計画(復旧22)</p> <p>■地域防災計画(地震対策計画編、事故対策計画編)</p> <p>    予防編 第12章 文化財災害予防計画(予防40)</p> <p>    応急計画編 第25章 文化財の応急対策(応急88)</p> <p>    復旧編 第2章第8節 文化財等の復旧対策(復旧13)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・府指定等の文化財建造物について、所有者等に防災施設等の充実について指導助言を行うことを定めています。</li> <li>・町、文化財の所有者及び管理者は、平常時から防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかるデータベース等を整備し、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行うことを定めています。</li> <li>・被災地に存在する文化財について、教育委員会等により現地調査を行い、復旧計画を定めて実施することを定めています。</li> </ul>			
<p>精華町国土強靱化地域計画</p>	<p>令和元年(2019年)12月 令和6年(2024年)3月 (一部改正)</p>	<p>令和6~10年度 (2024~2028年度)</p>	<p>総務部 企画調整課</p>
<p>・第4章「国土強靱化の推進方針」において、国土強靱化に関する10の個別の施策分野のうち「伝統文化の保全」として「文化財の保護・保全」と「文化財の防火対策」を定めています(33頁)。</p>			

### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

地域計画に基づく事業については、前期（令和8～11年度〔2026～2029年度〕）、中期（令和12～14年度〔2030～2032年度〕）、後期（令和15～17年度〔2033～2035年度〕）の3期に事業期間を区分し、適宜見直しを行いながら実施することを想定しています（図2）。

なお、社会状況等の変化に伴い、①地域計画の計画期間の変更、②市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4に基づき、文化庁長官の変更の認定を受けます。上記以外の軽微な変更を行う際は、京都府と文化庁に情報提供します。

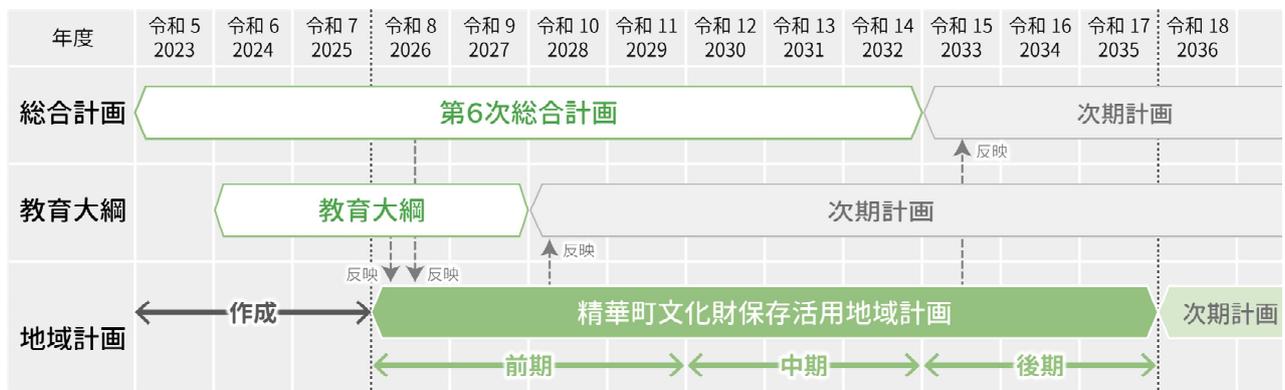


図2 計画期間

## 第4節 計画作成の経緯と体制

本計画は、住民・関係団体・文化財所有者・学識経験者・行政関係部局等で構成する精華町文化財保存活用地域計画作成協議会（表3）における協議を主軸として、精華町文化財保護審議会（表4）における意見聴取、住民ワークショップ・住民アンケート・パブリックコメント等を実施しながら作成を進め、精華町教育委員会で議決した後、文化庁長官の認定を受けます。

表3 精華町文化財保存活用地域計画作成協議会の構成

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者 (第1号)	上杉 和央	京都府立大学 教授	会長
	麻生 美希	同志社女子大学 教授	副会長
	田中 淳一郎	和束町史編さん室 専門員	
文化財関係団体 (第2号)	檀上 幸裕	精華町文化財所有者等連絡協議会 会長	
	前田 眞千代	精華町文化財愛護会 会長	令和5・6年度
	佐久間 隆司		令和7年度
商工・観光 関係団体等 (第3号)	清水 泰律	NPO 法人精華町ふるさと案内人の会 代表	
	麻生 ひろみ	せいかグローバルネット 会長	
	富田 二三彦	関西文化学術研究都市精華・西木津地区研究機関 協議会 (SRG) 会長	令和5年度
	神吉 久永		令和6年度
	加田 勝彦		令和7年度
	岩本 泰一	けいはんな学研都市精華地区まちづくり協議会 (SLE) 会長	令和5・6年度
	松本 雅和		令和7年度
京都府職員 (第4号)	石崎 善久	京都府教育庁指導部文化財保護課 課長	
精華町職員 (第5号)	大原 真仁	精華町総務部企画調整課 課長	令和5年度
	上原 耕一	精華町総務部企画調整課 担当課長	令和6年度
	西川 和裕	精華町総務部 次長 企画調整課長事務取扱	令和7年度
	森山 賢一	精華町事業部商工推進室 室長	令和5・6年度
	平井 順		令和7年度
その他 (第6号)	竹鼻 毅	住民公募	
	水谷 直子	住民公募	

※区分は、精華町文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱第3条第2項に定めるもの

表4 精華町文化財保護審議会の構成

氏名	所属・役職	備考
上杉 和央	京都府立大学 教授	会長
吉田 一雄	祝園神社いごもり祭保存会 顧問	
田中 淳一郎	和束町史編さん室 専門員	
今田 賢司	京都府文化財保護指導委員	
澤田 守生	精華町文化財愛護会 支部長	

表5 作成の経過

年	月日	内容
令和5年 (2023年)	12月22日	第1回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会
令和6年 (2024年)	1月23日	文化庁への意見照会
	2月26日	第2回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会
	5月～8月	住民ワークショップ「精華町の宝もの探し」(全4回)
	7月26日	第3回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会
	9月19日	文化庁への意見照会
	10月	住民アンケートの実施
	11月21日	第4回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会
令和7年 (2025年)	2月4日	令和6年度精華町文化財保護審議会
		第5回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会
	3月6日	文化庁への意見照会
	●月～●月	パブリックコメント
	●月●日	令和7年度精華町文化財保護審議会
		第6回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会
	●月●日	第7回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会
	●月●日	第8回精華町文化財保存活用地域計画作成協議会

## 第5節 用語の定義

### 1. 文化財保護法が対象とする文化財

文化財保護法では、文化財として、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6類型が定義されるとともに、埋蔵文化財・文化財の保存技術の2類型も保護の対象とされています。また、京都府文化財保護条例では、こうした類型に加えて、文化財環境保全地区を定めています。

これらの文化財には、文化財保護法、京都府文化財保護条例及び精華町文化財保護条例に基づき、国・京都府・精華町が指定・登録等（以下「指定等」という。）を行った文化財（以下「指定等文化財」という。）と、未だ指定・登録等を行っていない文化財（以下「未指定文化財」という。）があります。

### 2. その他の宝もの

本計画の作成にあたり、住民ワークショップや住民アンケートを実施したところ（本章第4節参照）、住民が日頃から親しみや誇りを持ち大事にしたいと考えている地域の文化・歴史・自然に関する要素として、前項でみた文化財の類型にとどまらない多彩な要素が挙げられました。これらは時代や分野もさまざま、地域のアイデンティティやシンボル、ランドマークとして認識されているものもあります。

これを踏まえて、本計画では、前項に示した文化財保護法・京都府文化財保護条例による文化財の諸類型だけではなく、地域の特性や魅力を表す有形・無形、人工・自然の諸要素で、住民共通の財産としての価値があり、住民が親しみを持ち未来へ大切に伝えていきたいと考える「もの」・「こと」・「ところ」・「こころ」全般を新旧にかかわらず「精華町の宝もの」と捉え、本計画で取り扱う対象とします。このうち、法や条例が定める文化財の諸類型に含まれない要素（伝説・伝承、地名、ことば、産業、イベント、地域活動、人びとの経験と記憶、山岳・河川）については、「その他の宝もの」という枠組みで整理します（図3）。

### 3. 本計画が対象とする「精華町の宝もの」

本計画では、これまで説明してきた「1. 文化財保護法が対象とする文化財」と「2. その他の宝もの」の両方を対象とし、これらを「精華町の宝もの」と呼びます。

精華町にはわが国経済の高度成長期以降に開発された新興住宅地が多く、現在では町人口の過半を新興住宅地区の住民が占めています。古代以来の町域の長い歴史からみれば新興地区の歴史はまだ若いともいえ、こうした新興地区では文化財保護法が定める厳密な意味での文化財の存在はどうしても限られてしまいます。それでもまちが開かれてから半世紀から四半世紀に及ぶ一定の年月が経過し、それぞれのまちの歴史がそこに暮らす住民の人生とともに積み重ねられてきました。この蓄積は精華町の現代史そのものですが、こうした新興地区の歴史・記憶をどのように継承していくかということ

は、近代以前の文化財や歴史の保存・継承と合わせて、今後の精華町にとって大きな課題の一つであるといえます。本計画の計画期間の終盤には、学研都市建設開始から50年が視野に入ってきます。国の基準では登録有形文化財の対象を原則として制作後・建設後50年を経過したものと定めています（平成17年3月28日文部科学省告示第四十四号「登録有形文化財登録基準」）ので、精華町の新興地区・学研都市から、近い将来、指定等文化財が生まれることも期待されます。

また、近代以前から脈々と続いてきた既存集落においても、少し前までは身の回りに当たり前が存在していた伝統的な生活や文化をめぐる環境が大きく変化しており、改めてそうした生活や文化の価値を見つめ直す必要が生じているといえます。

本計画で文化財の裾野を広げることは、町内の既存集落・新興住宅地区それぞれで培われてきた歴史と文化の継承や、まちづくりの課題解決の手がかりになると考えられます。

#### 4. 精華町の歴史文化

歴史文化とは「地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した概念」で「地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト」（文脈）を指します（文化庁パンフレット『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画』）。

本計画では、「精華町の宝もの」が一体となって歴史的に形成されてきた精華町の多様な特性、すなわち「精華町らしさ」を、「精華町の歴史文化」と定義します。

# 精華町の歴史文化

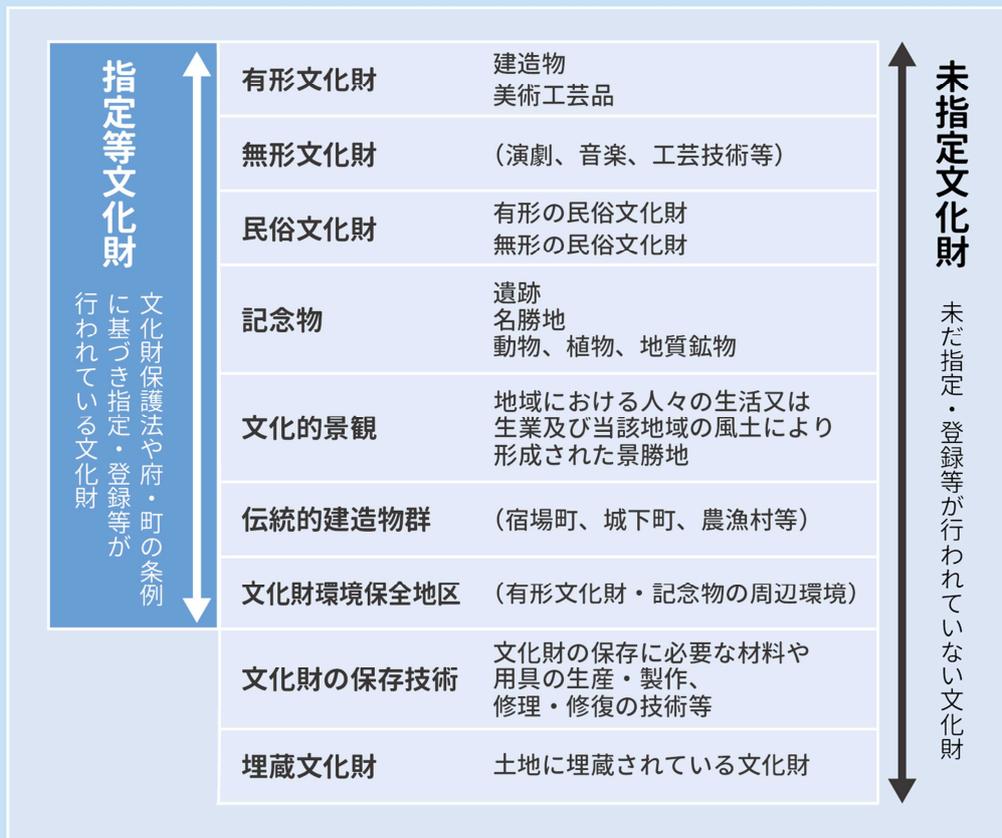
「精華町の宝もの」が一体となって歴史的に形成されてきた「精華町らしさ」

## 精華町の宝もの

本計画が対象とする、新・旧にかかわらないもの・こと・ところ・こころ 全般

### 文化財

文化財保護法、京都府文化財保護条例及び精華町文化財保護条例が対象とする文化財



### その他の宝もの

法や条例が定める文化財の諸類型に含まれない、本計画で独自に加える対象

伝説・伝承
地名
ことば
産業
イベント
地域活動
人びとの経験と記憶
山岳・河川

図3 本計画の対象範囲【概念図】